

令和5年度 第3回三郷市健康推進協議会 議事録

日時 令和6年2月7日(水)

13:15～14:00

場所 本庁舎7階 農業委員会議室

【出席者氏名】

《委員》 草薨博昭委員、飯箸真康委員、柴田千晶委員、高山美年子委員、
土橋みちよ委員、滝澤隆委員、山田加世子委員 (7名)

《事務局》 益子敏幸いきいき健康部長、
園田朝清いきいき健康部副部長兼健康推進課長、
大村和男新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、
清水厚子新型コロナウイルスワクチン接種対策室主幹、
須永奈々子子ども支援課主幹、岡田美奈子健康推進課長補佐、
津久井幸健康推進課主幹兼地域保健係長、高橋洋子健康づくり係長、
渡邊侑也健診予防係長、浅賀達也健康づくり係主事、
大戸彩夏健康づくり係主事 (11名)

《傍聴人》 1名

1 開 会 園田いきいき健康部副部長

2 挨拶 草薨 協議会会長
益子 いきいき健康部長

3 議 事 草薨協議会会長(議事進行)

1) 令和6年度三郷市保健事業計画(案)について

資料1-1 地域医療・予防接種事業

資料1-2 健康づくり事業

資料1-3 母子保健事業

資料1-4 成人健(検)診事業

資料1-5 5種混合ワクチンに関するまとめ

資料1-6 小児に対する肺炎球菌ワクチンに関するまとめ

資料1-7 HPVワクチンのキャッチアップ接種について①

資料1-8 風しんに関する追加的対策

1 地域医療・予防接種事業について

主に予防接種について何点か変更点があるため説明する。

高齢者肺炎球菌について、令和6年度はこれまで続けられていた経過措置が終了となるため、対象者が変更となり、満年齢が65歳のかたのみ対象となる。現在は100歳まで5歳きざみの年齢のかたを対象としている。5種混合ワクチンについて、資料1-5（12月に行われた厚生労働省の分科会の資料）より、審議会の結果、この案が了承されており、決定となる。

5種混合ワクチンは、現在の4種混合ワクチンとヒブワクチンを合わせたワクチンであり、合計4回接種するものとなる。開始時期は4月1日であり、対象者は今までに1度も4種混合またはヒブワクチンを接種していない児である。

次に、資料1-6小児の肺炎球菌ワクチンについて、資料1-6より、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）を定期接種に位置付けることとし、接種の対象者や実施方法等は以下のようにする、とある。現在は13価のワクチンを使用しているが、五種混合と同じく4月1日から15価のワクチンが新たに使用できるようになる。肺炎の原因となる病原のターゲット層が広がったというようなイメージでよいと思う。

続いて、資料1-7HPVワクチンについて、表下部に期間3年間とあり、緑色矢印で示されているキャッチアップ接種が、令和4年度から開始されており、これが来年度令和6年度で終了となる。キャッチアップ接種とは、HPVワクチンの接種を「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がHPVワクチン接種後に特異的にみられた」ことから積極的勧奨を差し控えていた時期に対象年齢であった平成9年度から平成17年度までの女子を対象とし、勧奨が再開されてから、公平な接種機会を確保する観点から再度接種の機会を与えているものである。

続いて、資料1-8成人男性に対する風しんの追加的対策について、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性を対象に風しんの抗体検査および予防接種を実施しているものである。平成31年4月に事業開始し、当初は3年間の予定であったが、実施率が悪いため、さらに3年間延長となり、令和6年度で終了予定となっている。資料なかほどの赤い太枠でかこまれた部分が、本事業の対象となる年代のかただが、このかたがたは過去に公的に風しんのワクチン接種を行う機会がなかった年代であり、交代保有率が79.6%であり、他の年代と比較すると抗体保有率が低くなっている。三郷市での抗体保有率はクーポン券を使用した29%のかたのうち、抗体がついたと思われる方は28.5%となっており、クーポン券を利用したかたは、ほぼ抗体を保有したということが分かる。79.6%の交代保有率と比較すると、だいぶ低いと思われるかもしれないが、これはあくまでクーポンを利用したかたのみの数値であり、全体的にはすでに抗体を保有しているかたも含め、高い抗体保有率となっていると思われる。

（高橋健康づくり係長：説明）

2 健康づくり事業について

項目1、項目2の愛育会、町会健康づくりは健康づくりを推進する愛育会、町会や自治組に、健康教育やウォーキングなどの健康づくり推進事業を委託するものである。

項目3食改健康づくりは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた集団健診時の朝ごはん事業を令和4年度から再開している。

項目4すこやかみさと健康体操は三郷市民の歌である「若い三郷」にあわせて全身を動かす体操で、今年度はスポーツフェスティバルとPTA連合会においてセナリオハウスフィールド三郷で実施した。

項目8健康増進計画地域推進事業は、健康づくりをすすめる会inみさとの会議数、イベント実施数を計上している。

項目11健康マイレージ推進事業は、今年度で事業終了が決定しており、次年度からはコバトンALKOOマイレージに事業が変更となる。歩数計を使用した事業ではなく、スマートフォンのアプリを使用した事業となっている。

項目12簡単健康レシピ普及事業は女子栄養大学監修による簡単健康レシピの普及事業を保育園や小学校で行っている。

項目13自殺予防対策ではゲートキーパー養成講座を市民向け、医療機関向け等対象者に合わせて行っている。相談先を記載したポケットティッシュやお守り型のリーフレットをイベント等で配布している。

3 母子保健事業について

項目1乳幼児健康診査は、3歳6か月児健診において令和4年度にスポットビジョンという機器を導入し全員に屈折検査を実施している。スポットビジョンは早期に弱視を発見するため国からの補助金半額で購入した。未受診者状況調査は、健診未受診者で特に保育所や幼稚園などに所属していない場合などに、訪問を実施しお子さんの目視に努めている。必要に応じ子ども支援課のケースワーカーと同行訪問している。

項目2相談訪問事業は、専門職による主に健診後の2次相談を行っている。相談の結果、療育機関への案内や関わり方などの指導をしている。

項目3母子健康教育は、今までハローベビー教室で行っていた歯科診察を、令和6年度は歯科医師会所属の歯科医院で妊婦個別歯科健康診査として行う予定で準備をしている。

項目4養育支援訪問事業は、家庭において安定した養育ができるように支援する事業である。出生後間もなくからおおむね1年程度の乳児を抱える保護者の健康問題や強い不安・育児ストレスに対して、助産師・保健師の訪問や、育児相談や家事の援助としてホームヘルパー等の派遣を行っている。保護者の状況として

は、産後のうつ状態や既往歴としてメンタル疾患などがあり、虐待ハイリスクにあることも多い。当事業の開始・継続・終了については、母子保健推進チーム会議において、関係機関が協議のうえ、決定をしている。歯科健康診査・計測・相談会は、主に4歳、5歳の保育所や幼稚園に所属していない未集団児等を対象に歯科健康診査と計測を行い、養育状況・発育発達の確認や保護者に対する必要な保健指導を実施する。養育支援訪問事業の中に位置づけされているのは、虐待予防を視点に実施している事業だからである。

項目8 宿泊型産後ケア事業は、実施委託施設数を2施設から4施設とし、令和5年度は13件の利用があった。令和6年度からは宿泊型に加え、通所による産後ケアも実施予定としている。

(津久井健康推進課主幹兼地域保健係長：説明)

4 成人健（検）診事業について

資料1－4は令和5年度の12月末現在の実施状況、及び令和6年度の予定についてとなる。

資料中央部の集団・個別項目における集団方式の令和5年度実施状況については、6月から11月までの33回、保健センターを会場として実施した。実施人数はほぼ確定している。個別方式は、12月8日までが受診期限であり、今後も各医療機関から実績報告を受けるため、3月末の確定までに数字は増加する。なお、乳がん・子宮がん検診の無料クーポン券分は1月末、胃がん検診の内視鏡検査は2月末までの報告期限となっている。

事業ごとについては令和5年度、6年度で実施内容に変更のある部分のみ説明する。

特定健康診査は、集団方式の健診において、令和6年度は1日の予約定員を140名から150名に増やし、回数を29回に減らし実施する予定である。個別方式の予定人数を5,000人から6,000人としたのは、調整中だが、健診費用の無料化や受診勧奨の強化による受診者の増加を見込んでいる。

後期高齢者健康診査の個別方式は、被保険者の増加による影響で予定人数を2,000人から3,000人としている。

がん検診は、受診率向上のために受診勧奨通知の送付対象を拡大することから、令和6年度の予定人数は令和5年度より増加するものと見込んでいる。

骨粗鬆症検診と歯周疾患検診は、医療費分析の結果、骨折や糖尿病の医療費がほかの疾病に比べ高くなっていることから、検診機会の拡充を図るために予定回数を増加させている。

自己負担金補助事業は、特定健診、30歳代健診の受診費用を市が負担し、無料化を行う予定のため、補助対象外となることから予定人数が大きく減少している。

(渡邊健診予防係長：説明)

質問：成人男性における風しんの受診率が低いとのことだが、対象者のうち就業しているかたが多くいることが影響していると考えられる。その点について、何か受けやすい日程の設定など対策は行っているのか。（柴田委員）

回答：健康推進課としては行っていないが、市では職員向けの検診時にクーポン券を使用して検査ができる。全国的にも従業員向けの検診時に、クーポン券を使用して検査ができるよう配慮する旨の通知が出ていたものと認識している。

（高橋健康づくり係長）

2) 新型コロナウイルスワクチン接種状況及び今後について

資料 2-1 新型コロナウイルスワクチン接種について

資料 2-2 特例臨時接種終了のお知らせ

追加資料 2-3 令和 5 年秋開始接種 接種状況（速報）

1 令和 5 年秋開始接種について

1 月 29 日現在の接種状況は、65 歳以上のかたの接種率が 49.1%、接種人数は 1 万 9 千 4 6 人である。その他の世代における接種率及び接種人数については資料のとおりである。

2 特例臨時接種の終了について

現在実施している特例臨時接種は令和 6 年 3 月 31 日をもって終了となる。

令和 6 年度からは、予防接種法における B 類疾病の定期接種に位置付けられる。この接種は、個人の発病や重症化予防に比重を置いたものであり、接種の努力義務は無くなり、個人の判断により接種するものとなる。

接種場所は、引き続き市内医療機関へご協力をお願いしたいと考えている。

対象者は、65 歳以上の高齢者、及び定められた基礎疾患を有する 60～64 歳までのかたであり、季節性インフルエンザの定期接種と同じになる。

接種期間は、年に 1 回、秋冬の季節に実施し、その年に流行しているウイルス株に対応したワクチンを使用する。

特例臨時接種期間中は全額公費で接種していたが、令和 6 年度からは自己負担が発生する。金額については、現在、検討中である。

また、他のワクチンと同様に、一般流通が行われる見込みであり、令和 6 年 4 月 1 日以降、定期接種以外で接種を希望のかたは任意接種として自費で接種が可能となる。

（大村和男新型コロナウイルスワクチン接種対策室長：説明）

質問：自身の周りでも感染者が増えているが、症状の軽いかたが多く、今後接種費用がかかるのであれば、接種を控えようかという声をよく聞く。接種をすることに対し、そのような消極的な姿勢でもよいのか。（滝澤委員）

回答：現在感染者数が増加しており、これは秋冬の流行株によるところと思われる。令和6年度以降の感染状況によっては国における感染症対策の見直し等の議論になる可能性はある。市としては引き続き、感染症対策に関する最新の情報を発信していくことが重要であると考えている。

（大村和男新型コロナウイルスワクチン接種対策室長）

3) 健康診査・がん検診について

資料3 健康診査・がん検診について

1 特定健康診査の実施状況について

国民健康保険加入者の40歳から74歳のかたを対象とした特定健康診査の受診率の3年間の推移について、令和4年度の特定健康診査の受診率は31.4%である。令和3年度と比較すると受診者数は約300人の増加、受診率も3.9ポイント増加し、受診率の伸び率は県内5位である。

2 令和5年度特定健康診査実施状況（途中経過）について

特定健康診査は、個別方式と集団方式の合計で4,506人が受診しており、前年度同時期と比べると355人の増加となる。集団方式では、申込に対する受診率は直近5年間で最も高い94.0%となった。集団方式の受診予定日近くに健診日のお知らせハガキを送付し、受診漏れを防止している。

4 令和5年度における実施体制について

(2)「集団方式」は、受診率向上のために実施回数を令和4年度から4回増やし33回実施した。

(3)「受診勧奨」において、特定健診は、未受診者をタイプ別にハガキの内容を変更し、受診勧奨を実施するとともに、電話勧奨を実施した。また、がん検診対象者のうち未受診者及び乳がん検診と子宮頸がん検診の検診入口年齢のかたに対して無料クーポン券を発行し、未利用者に対しても利用勧奨を実施した。

5 令和6年度の主な取り組みについて

(1) 集団特定健診の実施回数を29回実施する予定である。

(2) 特定健診の受診勧奨および特定保健指導の利用勧奨は、令和5年度の取組を引き続き行う。

がん検診の受診勧奨は、勧奨対象者を大幅に拡大して実施する。

医師会、歯科医師会、薬剤師会において、例年同様令和6年度も引き続き、健診案内ポスターの掲示と、健診案内チラシ及び申込ハガキなどの設置について協力を依頼する。母子愛育会においても、健診受診の声掛けやポスターの掲示など受診率向上の取り組みに協力を依頼する。

(渡邊健診予防係長：説明)

4) こども家庭センターの設置について

資料4-1 こども家庭センターの設置について

資料4-2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

資料4-3 こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

1 設置の主旨について

令和6年4月1日に児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが示された。その中で、市町村におけるこども家庭センターの設置が努力義務とされることから、本市では令和6年4月1日にこども家庭センターを設置する運びとなった。

2 令和6年度からの体制について

庁内組織体制を見直し、こども未来部内に現在の子ども支援課からこども家庭センターを新設し、乳幼児健康診査を含む健康推進課の母子保健事業をこども家庭センターへ移管する。

現在の子ども支援課内には子育て世代包括支援センターとして、子育て支援ステーションほほえみが妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を実施しているが、その機能と、こども家庭総合支援拠点の機能を見直し、新たにこども家庭センターとして、児童福祉と母子保健を一体的に実施することで、子育て世帯に対する包括的な相談支援の体制強化を図っていく。

3 こども家庭センターの主な業務について

こども家庭センターの主な業務は、資料の3のとおりであり、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、児童虐待の未然防止、子育て家庭の健康の保持増進のための事業等を包括的に実施していく。

その一部としてサポートプランの作成があり、妊婦や児童の実情を把握しながら、支援を要する妊婦や子育て家庭への支援プランを当事者と支援者がともに作成し、手交を経ながら、課題解決のために当事者と支援者や関係者が協働するプロセスが相談支援ということになる。

現在、4月に向け、各事業及び体制整備に向けた準備を進めている。

(須永奈々子子ども支援課主幹：説明)

5) 一体的実施事業のうち健康推進課分の業務について

資料5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、在宅で自立した生活を送れる元気な高齢者を増やすことを目的に令和6年度までに全国の市町村が実施しなければならない取り組みとなっている。当市では令和6年度からの実施に向け、健康推進課、国保年金課、長寿いきがい課、介護保険課で構成するワーキングチームを定期的に開催し、事業内容等を協議している。

この取り組みの背景としては、保健事業と介護予防の課題として、75歳になると、医療保険が後期高齢者医療へ移行するためそれまで行っていた保健事業が途切れてしまうことである。2つめの課題が、保健事業と介護予防は、異なる部署で行っているため連携が取りにくいことである。

また、後期高齢者に対する保健事業は、健康診断のみの実施となっており、重症化予防の取組が進んでいないのも課題の1つになっている。

これらの課題を解決するために、通いの場などの介護予防事業と保健事業との連携による一体的な実施が必要になった。

一体的事業の内容は、大きくわけて2つある。

1つ目は、リスクのある高齢者に訪問し、必要な支援につなぐハイリスクアプローチである。ハイリスクアプローチの種類は資料2ページ図にあるとおり、低栄養防止・重症化予防の取組、重複・頻回受信者、重複投薬者等への取組、健康状態が不明な高齢者の把握を行う事業となる。

2つ目は、通いの場へ医療専門職が出向き、保健事業と連携した健康教育や健康相談を行うポピュレーションアプローチである。

これら一体的実施を行うために、企画調整する専門職と日常圏域で健康相談や健康教育を行う専門職を配置する必要がある。当市では企画調整する医療専門職は健康推進課の保健師が担っており、事業全体のコーディネーターやKDBというシステムを使用し個別支援の対象者の抽出や健康課題の分析を行う。

通いの場では医療専門職が健康相談等などを行い、フレイル予防の取組やフレイル状態にある高齢者がいた場合は医療機関につなぐなどの支援を行う。

当市で令和6年度に行う事業は、ハイリスクアプローチは健康状態不明者の把握事業を行う。2年間医療・健診ともに未受診であり要介護認定も受けていない75歳以上のかたを対象に行う。高齢者質問票等を送付し、返信のなかったかたと返信内容で支援の必要な高齢者に市の職員か地域包括支援センターが訪問し必要な支援に繋げる。令和6年度は①第4圏域(みさと中央) ②第5圏域(みさと南) ③

第6圏域（しんわ）で行う。

ポピュレーションアプローチは、市内の通いの場（地区サロン、ほっとサロン、自主サロン、老人クラブ、町内会）でフレイル予防事業を行う。理学療法士等を派遣し、身体的フレイル予防や転倒防止対策を重点的にした健康教育、生活指導を実施する。

7年度以降のハイリスクアプローチを行う種類や圏域は、ワーキングチームで協議していく。

（津久井健康推進課主幹兼地域保健係長：説明）

6) その他 報告事項

1 データヘルス計画について

資料6-1 第3期 三郷市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

第4期 三郷市特定健康診査等実施計画 概要版(案)

資料6-2 第3期 三郷市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

第4期 三郷市特定健康診査等実施計画(案)

資料の計画（案）で11月27日から12月26日までパブリックコメントを実施したが市民等からの意見提出はなかった。今後は、令和6年3月に公表を予定している。

なお、資料の計画（案）は、前回健康推進協議会の資料から特定健康診査および特定保健指導の令和4年度法定報告の受診率等を更新しており、資料6-1の2ページと資料6-2の第3章の33ページから41ページの令和4年度法定報告に関する部分を修正している。

（渡邊健診予防係長：説明）

2 健康増進計画アンケート調査結果について

資料7-1 第2期三郷市健康増進・食育推進計画「すこやかみさと」指標一覧

資料7-2 全体集計結果

資料7-1は、現行の第2期健康増進計画の評価指標について、令和5年9月から10月にかけて行ったアンケート結果から反映できるもののみを反映した結果である。

アンケートから分かる指標はおおむね目標を達成した結果となっているが、「なごむ」部分のストレスを感じたことがある人の割合や睡眠を十分にとれていない人の割合などが増加する結果となり、目標未達成である。

また、「まもる」部分のアルコールについては、女性において基準量を上回る飲酒が多い結果となっており、目標が未達成である。

正式なアンケート調査結果報告書は、次回の健康推進協議会までに報告を予定している。

(高橋健康づくり係長：説明)

次回の協議会の日程：令和6年8月ごろ予定として今後日程調整を実施

9 閉 会 飯箸副会長